七　飯　町

議会だより

No.191
平成27年11月

減らそうゴミ！

第３回定例会　平成26年度各会計　決算を認定　懲罰動議４件を可決

平成27年第３回定例会は、９月８日に招集され、会期を25日までの18日間と決め開催されました。

懲罰特別委員会に付託されていた懲罰動議４件については、懲罰を科す議決がされました。

また、平成26年度一般会計、５特別会計、水道事業会計、南渡島青少年指導センター組合一般会計の決算認定をはじめ、子ども子育て支援給付に伴う補正予算などを審議し原案どおり可決しました。

一般質問では５人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、経済産業常任委員会、民生文教常任委員会の所管事務調査報告、国、関係機関への意見書２件を審議し原案どおり可決されました。

審議結果

区分		結果	番号	議件名等	継続審査・調査・その他
議案	条例制定	◎	議案第36号	七飯町特定個人情報保護条例の制定について	総務財政常任委員会報告
		付託	議案第46号	七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	総務財政常任委員会へ付託
	条例改正	◎	議案第47号	七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	
		◎	議案第48号	七飯町税条例の一部改正について	
		◎	議案第49号	七飯町手数料条例の一部改正について	
	補正予算	◎	議案第55号	平成27年度七飯町一般会計補正予算（第4号）	
		◎	議案第56号	平成27年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
		◎	議案第57号	平成27年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
		◎	議案第58号	平成27年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
	人事	同意	同意第2号	教育委員会教育長の任命について	
		可	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
		可	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	その他	◎	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	※詳細については37ページをご覧下さい。
		◎	議案第50号	七重小学校地震補強及び大規模改造建築主体工事その1請負契約について	
		◎	議案第51号	七重小学校地震補強及び大規模改造機械設備工事請負契約について	
		◎	議案第52号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	
		◎	議案第53号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について	
		◎	議案第54号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	
		◎	議案第59号	飯田町8号線用排水路整備工事請負契約について	
報告		報告済	報告第6号	平成26年度七飯町健全化判断比率について	
		報告済	報告第7号	平成26年度七飯町水道事業資金不足比率について	
		報告済	報告第8号	平成26年度七飯町下水道事業資金不足比率について	
		報告済	報告第9号	平成26年度七飯町土地造成事業資金不足比率について	
選挙			選挙第8号	選挙管理委員の選挙	
			選挙第9号	選挙関委員補充委員の選挙	
決算認定		認定	認定第1号	平成26年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について	平成26年度決算審査特別委員会報告 ※詳細については、37ページをご覧下さい。
		認定	認定第2号	平成26年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定	認定第3号	平成26年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算にんてい	
		認定	認定第4号	平成26年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定	認定第5号	平成26年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定	認定第6号	平成26年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定	認定第7号	平成26年度七飯町水道事業会計決算認定について	
		認定	認定第8号	平成26年度南渡島青少年指導センター組合一般会計決算認定について	
発議案	意見書	◎	発議案第10号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	
		◎	発議案第11号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	
懲罰動議		○	懲罰動議第1号	中島勝也議員に対する懲罰動議	懲罰特別委員会報告 ※詳細については、33ページをご覧下さい。
		○	懲罰動議第2号	田村敏郎議員に対する懲罰動議	
		○	懲罰動議第3号	坂本繁議員に対する懲罰動議	
		○	懲罰動議第4号	川村主税議員に対する懲罰動議	
		報告済		経済産業常任委員会報告	※詳細については27ページをご覧下さい。
		報告済		民生文教常任委員会報告	※詳細については29ページをご覧下さい。
		報告済		出納検査報告	
		承認		議員の派遣について	
		許可		閉会中の継続調査の申し出について	
		承認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎=全員一致で可決　○=賛成多数で可決　●=賛成少数で否決　×=賛成なしで否決

主な内容

◇審議して決まったこと……P.23
◇一般質問……P.24
◇常任委員会報告……P.27
◇懲罰……P.33
◇決算審査特別委員会報告……P.37
◇議員出席状況……P.39

平成27年第3回定例会

審議して決まったこと

条例制定

◆七飯町特定個人情報保護条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令に基づき施行期日が平成27年10月5日より施行することに伴い、効率的な対応をするため条例を制定。

平成27年10月5日施行

◆七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に関する条例の制定は、総務財常任委員会に付託。

条例改正

◆七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、従来の教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者である教育長が置かれることとなったことから、職責が増加するため、本条例附則第3項において当分の間減額されている項目を削る改正。

平成27年10月8日施行

◆七飯町税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴う改正。

平成28年1月1日施行
平成28年4月1日施行

◆七飯町手数料条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を別表に加える改正。

平成27年10月5日施行
平成28年1月1日施行

補正予算

◆平成27年度七飯町一般会計補正予算（第4号）

子ども・子育て支援給付事業費、商工振興費、教員住宅管理費等、歳入歳出それぞれ5億899万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億4千194万4千円とした。

◆平成27年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

出納整理期間に収入となった保険料を広域連合へ負担金として支出するため歳入歳出それぞれ264万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億1千64万2千円とした。

◆平成27年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）

財政調整基金積立金及び国庫支出金等返還金として歳入歳出2千507万円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5千495万5千円とした。

◆平成27年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

公共下水道汚水管渠新設工事、大沼特環下水道付帯設備更新工事等として歳入歳出それぞれ23千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億2千217万7千円とした。

人事

◆教育委員会教育長の任命について

任期満了となる左記の者を再び任命することに同意。

氏名　與田　敏樹（満58歳）
住所　大中山5丁目130番地2

◆人権擁護委員の候補者の推薦について

任期満了となる左記の者を再び推薦。

氏名　森下　英治（満74歳）
住所　大沼町297番地9

◆人権擁護委員の候補者の推薦について

任期満了となる左記の者を再び推薦。

氏名　飯田祐紀子（満64歳）
住所　大中山2丁目4番32号

選挙

◆選挙管理委員の選挙

選挙管理委員の任期満了に伴い選挙が行われ、次の方々が当選しました。

服部　満
工藤洋三
甕　正治
関口文雄

◆選挙管理委員補充員の選挙

選挙管理委員補充員の任期満了に伴い選挙が行われ、次の方々が当選しました。

立花　勇
金澤　実
小杉重宣
星見拓禅

報告

◆平成26年度七飯町健全化判断比率について

◆平成26年度水道事業資金不足比率について

◆平成26年度下水道事業資金不足比率について

◆平成26年度土地造成事業資金不足比率について

その他

◆専決処分の承認を求めるについて

行政訴訟に係る費用として歳入歳出それぞれ85万4千を追加し、歳入歳出予算の増額を118億3千295万円とした。

（行政訴訟に関する詳細は37ページに記載）

◆七重小学校地震補強及び大規模改造建築主体工事その1請負契約について

▽契約の方法
制限付一般競争入札
▽契約金額
4億9千863万6千円
▽契約の相手方
鈴木・松栄・カワマタ特定建設工事共同企業体

◆七重小学校地震補強及び大規模改造機械設備工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札
▽契約金額
9千212万4千円
▽契約の相手方
池田・石岡・東栄特定建設工事共同企業体

◆飯田町8号線用排水路工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札
▽契約金額
9千363万6千円
▽契約の相手方
株式会社鈴木事業所

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

◆北海道町村議会職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

増やそう資源！

一般質問

発議案

議員提出議案として意見書2件が提出されいずれも可決されました。

意見書

◎地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

懲罰

懲罰特別委員会に付託した懲罰動議については、懲罰特別委員会において審議された報告書が提出され、賛成多数で可決した。その結果、議長より中島勝也議員に対しては3日間の出席停止、田村敏郎議員、坂本繁議員、川村主税議員に対しては戒告の宣告がされた。
（懲罰に対する詳細は33ページに記載）

決算

平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに南渡島青少年指導センター組合一般会計決算は「平成26年度決算審査特別委員会」に審査を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、全会計を全員一致で認定した。
（報告書は37ページに記載）

臨時会

7月23日

補正予算

◆平成27年度七飯町一般会計補正予算（第2号）

サルビアクラブトイレ等改修工事、経営体育成支援事業補助金、多面的機能支払補助金、町道等単独改良工事等歳入歳出2億5千817万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億3千209万6千円とした。

第3回定例会の会議録は、12月上旬以降に議会事務局で閲覧することができます。

一般質問の原稿は、質問者が要約して掲載しています。

減らそうゴミ！

議会を傍聴しませんか。

役場1階ギャラリーでライブ中継しています。

第4回定例会は平成27年12月上旬開催の予定です。
議会では開かれた議会活動を目指して、多くの方々の傍聴を望んでいます。
（日程等は、議会事務局へ確認下さい。）
本会議は1階ギャラリーのテレビで見ることができます。

議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議会議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

◆送り先　七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長　あて
◆電　話　65－5947（直通）

Q町内に新公共交通システムを導入する検討状況について
A地域公共交通活性化協議会を再開して協議したい

平松俊一議員

本年第2回定例会で、「戸口から戸口への新交通システム構築に向けて実証実験を行う考えがないか」と質問しました。その主な理由として、高齢者や障がい者の足を確保し、外出機会を拡大することは多方面へ良い影響が表れると共に、特に鳴川地区の商業施設が新築移転し、年末の降雪時期に開店予定でもあり、早期に町としての方向性を決定する必要性があると考え質問を行いました。

答弁では、「地域公共交通活性化協議会」で検討する旨、あるいはデマンドバスの実験実施の発言があったが、9年前に行った町内交通に関する町民アンケートに答えるべく、再開する「地域公共交通活性化協議会」の今後の活動予定を伺いたい。

【政策推進課長】
北海道新幹線開業に合わせた二次交通網の整備に重点を置き、骨格部分の交通幹線系統の整備に関して、「地域公共交通活性化協議会」を再開し検討していきたい。

【再質問】
骨格整備を検討する前に「バス停まで、いかに多くの利用者を導くか」を先に検討するべきではないのか。

【町長】
平成22年3月で休止中の「地域公共交通活性化協議会」を再開して、「戸口から戸口へ」の交通システムも有効なものと考えますので、デマンドバス方式の実験結果、乗り合いタクシーの実験データーを踏まえながら、検討を進めてまいりたい。

Q道路交通状況と今後の道路整備計画について

物損事故を含む交通事故の状況分析はどのようにまとめているのか、また今年度策定された「第10次町道整備5ヶ年計画」には、「道路環境の総点検を行い、子供や高齢者、障がい者等交通弱者の安全性に配慮した交通安全施設の整備を進めます」と謳われているが具体的にどのような整備計画なのか、更に踏切改良や交差点の拡幅改良が含まれていないのはなぜか伺いたい。

【住民課長】
警察より交通事故に関して人身事故の報告はありますが、物損事故の報告はありません。また死亡事故については、関係者と合同で道路診断を行っています。

【土木課長】
交通安全施設の整備とは、利用しやすい歩道を設置することであるが、用地等様々な制約があることから、歩道の設置が難しい状況です。早急な対応が必要な路線は、区画線の設置や危険個所の改良などを行う対応をしていきたい。この計画は路線単位の計画となっており、維持やポイント的な改良、改修にはなっていないため記載していません。

【再質問】
踏切改良や交通安全施設設置等の町内会から提出されている「要望書」への対応はどうなのか。

【経済部長】
必要であれば毎年の予算に反映していきたいと思っております。

増やそう資源！

Q道の駅のあり方について
A極力施設の自主財源により運営できる体制を検討する

畑中静一議員

道の駅は国土交通省により登録された、休憩施設と地域振興が一体となった道路施設で、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、道の駅を核としてその地域の町同士が連携する「地域の連携機能」と言う3つの機能を兼ね備えた施設であるとされている。平成27年度末の北海道新幹線の開業、特に平成29年度の道の駅建設は峠下地域に予定され、地域の発展振興に寄与できるものと考えている。しかし、登録されている道の駅105箇所（平成27年4月15日現在）のほとんどが採算の取れないことも事実であり、このことを踏まえ、当町の道の駅のあり方について、町長の所見を伺いたい。

【都市住宅課長】

今年1月に北海道開発局から「重点道の駅候補」に選定して頂いたことから、平成28年3月末までの期間で「七飯町道の駅基本計画」を策定すべく、地方創生の交付金を活用して業務委託を発注し、また役場内関係部局からなる検討委員会の設置及び提言、意見を頂くために、町内の商工、観光、農業者等で構成する検討委員会も設置して、基本計画の策定を進めているところです。採算のとれない点については、物販施設、飲食施設の売り上げだけでは、施設管理経費を賄いきれないところがあることは認識しています。当町としては、道の駅に必要な基本機能である24時間使用可能なトイレ、駐車場、道路情報のほか、売り上げを伴わない、例えば観光、飲食施設の情報を提供し、町内各所に足を運んでもらい、町内の魅力、歴史等もアピールすることで、少しでも町内に長く滞在し、町の良さを肌で感じて頂く事が必要と考えています。その成果として、町内の経済が活性化し、賑わいを創出することになれば、道の駅の存在価値があるものと捉えています。経済性については、現在策定する基本計画の中で、真に必要な施設の規模、適切な管理手法の選択により、極力施設の自主財源により、運営できる体制を検討します。

【町長】

当町でつくる道の駅と他の道の駅と大きく違うところは、新幹線の新駅に近いということで非常に有利な点だと思っています。新駅に近いことから、時間がよみやすく計画を立てやすいという地の利を生かし、日本一と言われるような「道の駅」にしていきたい。新幹線が開業して15年後には札幌延伸となります。お客様が新函館北斗駅で降りず、札幌に行くのではと心配される方もおりますが、札幌と函館の時間短縮されることから、札幌の方々だけでなく、道央、道東の人が函館、日本新三景でもある大沼国定公園に来て頂けるように、JRをはじめ観光バス会社、観光業、ホテル・旅館業、農業等を営んでいる方々としっかりとした議論をして大沼の観光のまちづくりを行い観光客が減ることのないようにしていきたい。

Q東京オリンピックのスポーツ合宿は積極的に働きかける姿勢を
A今まで培ってきたパイプを使い、外国チームを誘致していきたい

田村敏郎議員

東京オリンピックに向け、サッカーチームの合宿誘致と民間活力を生かしてサッカー場の整備を進めますという選挙公約について伺いたい。

合宿誘致については、七飯町が来てもらいたいチームに積極的に働きかけるべきではないか。例えば、ガルトネルがプロシア、今のドイツから1868年に来て、七飯町の300万坪の土地を99年間借用することとなり、新明治政府が買い戻したというエピソードがあります。桜町のガルトネルブナ林がその名残です。そういうものは七飯町にしかないので、ガルトネルが農機具の他に持ち込んだソーセージ、チーズやジャムなどを再現して、そういうものを起爆剤にしてドイツチームに積極的に働きかけるとか、そういう姿勢が必要ではないかと思います。また、東京オリンピックの時に七重官園は150年の節目を迎えるので、そのイベントを組み、東京オリンピックに来た多くの方々に発信して、来てもらうという姿勢が大切であり、大いに期待すると考える。

【政策推進課長】

今ある施設で対応できる国に来てもらいたい。道にもそういうチームがあれば紹介してほしいと伝えています。また、J1のサッカーチームとかサッカー協会の協力を得て、今まで培ってきたパイプを使って、外国チームを誘致していきたいと考えております。

Q介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて
A29年度完全実施に向けた作業をして行きたい

国は介護予防・日常生活支援総合事業について、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にするため、平成29年度完全実施に向けて進めているが、町はどのようにしようとしているのか伺いたい。

【福祉課長】

介護予防・日常生活支援総合事業については、今年中に事業所、ボランティア等の意向を調査し、今年度中には実施事業内容を検討して、平成28年度には事業の試験的実施や利用者への周知などを行い、平成29年度完全実施に向けた作業をして行きたいと考えております。その中でボランティアポイント制度や地域支え合い事業の見直しや整理をしながら、よりボランティア活動がしやすいような体制づくりを検討していきたいと考えております。

【町長】

魅力のあるまちや医療がしっかりしているまちに人々が集まると言われております。そういう意味も含めて福祉のさらなる向上を目指してまいります。

Q 民間との学童保育料の差額を補助するべきでは
A 人口減少問題にも関わってくるので、学童保育料の補助については平成28年4月から実施していきたい

中川友規議員

平成27年度から18歳までの医療費の無料化などは、安心して子育て世代が七飯町で生活するきっかけの1つになっている。しかしながら、高齢者を支える若い世代、子育て世代が増えると七飯町の未来も明るく頼もしいものになるはずが、現状では公立の学童保育に児童が入れないなどの問題があり、共働きの家庭には負担が大きい状況となっている。さらに学童保育の対象が小学6年生までとなり、定員数は増えたものの、それ以上に入所希望者が増える状態で、今まで入所していた児童も抽選で入れなくなったなど大変厳しいものとなっている。そこで次の点について伺いたい。

待機児童の現状・学童保育の定員数と入所状況・町内民間学童保育の定員数と入所状況・民間との料金の差額・民間施設との差額を少しでも軽減するように補助し、早急に対策するべきではないかについて。

【子育て健康支援課長】

大中山地区は20名、本町地区は7名の待機児童がでました。公立学童保育の定員数と入所状況ですが、8月末現在、大中山地区は定員80名に対し児童数80名、待機児童は7名です。本町地区は定員60名に対し児童数60名で待機児童は6名です。藤城地区は定員30名に対し児童数17名、峠下地区は定員20名に対し入所数14名、大沼地区は定員30名に対し入所数は26名でいずれも待機児童はいません。民間学童の定員数と入所状況ですが、8月末現在、本町地区のハッピークラブは定員40名に対し児童数19名、大中山地区のあんどーなつクラブは定員40名に対し児童数13名、学童保育スキップは定員20名に対し児童数22名です。民間との料金の差額は、公立の保育料は、児童一人当たり、月額7千円、兄弟割引二人目以降一人月3千5百円です。民間のハッピークラブ、あんどーなつクラブは月額1万5千円で差額が8千円、学童保育スキップは基本月額料金が7千円に、オプションとしておやつ代や土曜日及び長期休業日等の追加料金があり、平均すると1万1千円程度で差額が約4千円です。民間の学童保育クラブに通う児童に対してこの差を少しでも縮めて、安心して子育てできるよう、保護者の経済的負担の軽減を図っていくような対策を検討します。

【町長】

大変ありがたいことに民間学童施設があるのですが、定員が埋まってないということは4千円から8千円の差額は大きな壁となっている気がします。待機児童をなくすということは子育て支援につながっていくと考えています。また自治体の人口減少問題の歯止め策は、子どもを安心して産み育てるまちが、一番の歯止めをかけていけると言われています。そういう意味では人口減少問題にもかかわってくる問題だととらえているので、ぜひその差額を額はこれから検討しますが、平成28年4月から実施していけるように努力してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

Q 交通障害を発生させるバス停の対策について
A バスの大きさとか、路線について随時協議してまいりたい

上野武彦議員

ななえ新病院に向う七飯療養所線（284号線）七飯商工会横のバス停は交差点の横断歩道より約24ｍ上の坂道の途中にあるが、下り車線の交差点に近く、左折と直進、右折の2車線の車道を確保するために幅員が縮小され、1車線もぎりぎりの道路にある上、交差点から至近距離にあり、バスが止まると後続車が2、3台来ると横断歩道や交差点内で身動きできない状況となる。バス停としては交通障害を発生させる最悪のパターンとなっている。このバス停より約130ｍ上には次のバス停（七飯役場前）がある。このバス停は利用者の利便性を考えて設置されたものと考えるが交通障害を発生させるようなバス停はあってはならないのではないか、町としては函館バスに改善の提案をする考えはないのか伺います。

【政策推進課長】

町は新しい交通システムを考えなければならない時期に入っており基本的には骨格である路線バスの路線の見直しにより必要な交通網を確保していきたいと考えています。この路線は新病院や新病院を経由して、函館病院に行くことができる必要な路線と考えています。運行するバスは平均5人程度の乗車密度となっており、バスの大きさも検討しながら函館バスに申入れをしたいと思います。

Q バリアフリー障がい者等対応トイレ整備について

車椅子や電動椅子等に乗った障がい者も日常生活で出歩くことも増えている。町内の公共施設にバリアフリー障がい者等対応トイレが必要であると考える。また七飯町は観光の町としても、観光客にこうした障がい者対応トイレの整備をすることも必要ではないか。また、障がい者に親切な案内表示が不足していることについて伺いたい。

【福祉課長】

公共施設の障がい者等対応トイレは役場庁舎、文化センター、地域センター、保健センター、歴史館、ななえ斎苑、大中山コモン、大川コミュニティセンター、あかまつ公園、大中山駅、健康センター、城岱牧場展望台、上藤城会館、峠下公民館、大沼多目的会館、大沼国際交流プラザ、東大沼多目的グランド、西大沼会館の18ヵ所に設置しています。

【商工観光課長】

観光スポットの整備状況ですが、大沼国定公園内や東大沼キャンプ場に6カ所設置されています。観光マップには障がい者対応トイレの設置状況を車椅子のピクトサインを一目でわかるようにしています。

【総務財政課長】

公共施設等をもう一度点検し改善してまいりたい。

【町長】

障がい者にとって住みやすい町は誰にとっても住みやすい町と思っているので、早急に改善、また管理者が違うものについては協議してまいりたい。

減らそうゴミ！

常任委員会活動報告

【所管事務調査】要旨を掲載

経済産業

《調査事項》
・真空予冷庫の現状と利用状況について
・町内産業施設の現状について
・入札制度について

〔調査の目的〕
　真空予冷庫の現状と利用状況については、町内にある真空予冷施設は、老朽化が進んでいるため、現状の把握と今後の対策について調査を行った。
　町内産業施設の現状については、先進的な取り組みを行っている事業者の現状について調査を行った。
　入札制度については、大型の建築が発注されている中で、地域限定型の一般競争入札の実施状況や制限付一般競争入札の現状について調査を行った。

〔調査の方法〕
　真空予冷庫の現状と利用状況については、町内の真空予冷庫の建物施設関係、稼働状況、利用状況と建替えを予定している予冷庫の内容、要望等に係る資料の提出を求め、農林水産課長への聴取調査を行った。
　また、先進地の視察先は、群馬県伊勢崎市の佐波伊勢崎農業協同組合の施設と、長野県南佐久郡南牧村、長野八ヶ岳農業協同組合の施設を訪問した。
　町内産業施設の現状については、東大沼で水耕栽培を行っている株式会社アプレ、鶴野で王様しいたけを栽培している福田農園の取り組み状況に係る資料の提出を求め、商工観光課長、農林水産課長への聴取調査を行った。
　入札制度については、5千万円以上の建築関係の契約関係書類（過去5年分）及び下請業者のわかる書類、渡島管内の制限付、地域限定型の一般競争入札の実施状況、執行率及び入札根拠に関する資料の提出を求め、経済部長、土木課長、都市住宅課長への聴取調査を行った。

〔真空予冷庫の現状と利用状況について〕

(1)真空予冷庫の現状について
　現在当町にある真空予冷庫は、東地区野菜真空予冷施設で施設の規模は次のとおりである。
敷地面積：5，222㎡
施設面積：1，722㎡
・野菜真空予冷施設：1，290㎡（昭和53年）
・受入ピロティ：432㎡（平成11年）
予冷庫設備：464㎡（5室200パレット収納）
真空予冷層：2基18パレット（1基9パレット）
　同施設の経緯は、当初ホクレンの道南地区野菜産地広域流通加工施設として昭和53年に建設された施設で、平成に入り、急速に野菜の作付面積が伸長する中、平成14年度に新たな真空予冷装置、予冷庫等を設置し現在に至っている状況となっている。
　近年、長ねぎをはじめとする作付の増加と、施設の稼働状況も計画を上回る取扱数量となっており、平成14年度に機器装置等を更新したものの、施設本体をはじめとする老朽化が著しく、新函館農業協同組合の第4次中期経営計画（平成26年度～平成28年度）施設整備計画において、新たな野菜広域流通施設の設置を検討されている状況である。

(2)取扱数量について
　平成25年度における支店別、月別の取扱数量は次のとおりである。（※表1）

〈表1〉

支店名	数量		比率（支店別）		月別（ケース）					
	ケース	トン	ケース	トン	6月	7月	8月	9月	10月	11月
七飯支店	1,410,018	10,888.56	76.82%	82.90%	224,486	452,334	156,204	231,184	264,771	81,039
大野支店	418,460	2,117.91	22.80%	16.58%	6,829	48,154	60,371	124,726	138,270	40,110
上磯支店	6,639	66.39	0.36%	0.51%		1,964		2,062	2,613	
八雲支店	470	2.35	0.03%	0.02%				240	230	
計	1,835,587	13,135.21			231,315	502,452	216,575	358,212	405,884	121,149

(3)北斗市・七飯町生産者の主な青果物出荷品目について
　平成25年度における主な成果出荷品目及び数量は次のとおりである。（※表2）

〈表2〉

主な出荷品目	七飯町	北斗市	主な出荷品目	七飯町	北斗市
人参	6,273	348	かぶ	536	118
長ねぎ	3,606	2,528	白菜	9	625
大根	3,468	297	ほうれん草	318	246
トマト	56	3,091	南瓜	189	301
きゅうり	230	513	キャベツ	134	291
			その他	725	606

(4)事務調査のため、次のとおり委員の派遣を行った。

1．調査事項
　真空予冷庫について

2．派遣期間
　自　平成27年8月3日
　至　平成27年8月5日

3．派遣先
　群馬県伊勢崎市　佐波伊勢崎農業協同組合　長野県南佐久郡南牧村　長野八ヶ岳農業協同組合

【行政視察調査】

①伊勢崎市の概要
　伊勢崎市は群馬県南東部、関東平野の北西に位置し、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、みどり市といった群馬県の主要都市に囲まれ、その中央部に位置している。
　また、赤城山麓の南面に位置し、北部に一部丘陵地があるほか、全体はほぼ平坦地であり、南部には利根川が流れ、その支流である広瀬川、粕川、早川、韮川などの河川や沼池がある。
　地勢は東西13．1キロメートル、南北約18．4キロメートルで南北にやや細長い形状となっており、面積は139．44平方キロメートルで、県内の2.2％を占めている。
　交通は、JR両毛線と東武伊勢崎線が結節する鉄道交通の要衝であるとともに、北関東自動車道が東西に横断し、伊勢崎インターチェンジ、波志江ＰＡスマートインターチェンジが設置されている。
　また、東部を貫通する国道17号線上武国道、南北を結ぶ国道462号線と伊勢崎大間々線、さらに北に国道50号線、南に国道354号線が東西に横断している。

増やそう資源！

そのほか主要地方道が市の中心部から放射線状に伸びており、交通アクセスに恵まれている。

土地は火山灰地で水はけがよく、桑の成長に適していたため古くから養蚕が盛んであり、江戸時代には太織の産地として知られた。明治以降には「伊勢崎銘仙」が全国的に有名になり、織物のまちとして発展してきた。

近年は利便性に優れた幹線道路網を活かして、製造業や大規模商業施設の進出が進み、商工業が盛んな産業地域となってきているが、近郊農業も盛んで農産物の生産も多い地域である。

1年を通じての平均気温は約15度、年間降水量は約1，200ミリメートル、気候は県内では比較的温暖で、雨の日が少なく日照時間が長いという特徴がある。

②佐波伊勢崎農業協同組合の真空予冷施設の施設概要

佐波伊勢崎農業協同組合の、あかぼり地域とあずま地域の2つの地域を広域でカバーするための設計をしている。

真空冷却装置は、平成25年度強い農業づくり交付金の産地競争力、強化対策事業で導入し、事業主体は同農業協同組合で、総事業費は5千61万円となっており、半額を国庫補助金で補っている。

真空予冷施設の規模決定根拠は、とうもろこしの出荷が多いため、とうもろこしの出荷ピーク、日量平均、ピーク時日量、一日作業時間から1時間当たりの処理必要量を算出し、2チャンバー4パレットとしている。

機械の能力としては、とうもろこしを6時間で7，776箱処理できる仕様となっている。

利用状況については、葉物類は必ず予冷をかけるため、年間をとおして稼働をしている状態である。

青果物の販売実績は、平成25年度で67億6千815万4千円となっている。

③補助金について

真空予冷庫導入にあたっては、強い農業づくり交付金を使っており、通常は現状維持あるいは規模縮小は対象とならず、あくまで規模の拡大等をした場合に対象となる。佐波伊勢崎農業協同組合は、2つの地域の再編整備ということで、対象としている。事業スケジュール等については、次のとおりであった。

事業実施主体：

佐波伊勢崎農業協同組合

事業内容：

赤堀集出荷貯蔵施設の真空予冷装置一式

事業区分：

産地競争力の強化（集出荷貯蔵施設等再編利用）

事業スケジュール（※表3）

〈表3〉

実施時期	事項
平成24年8月上旬	県要望調査（当初予算要求用）
平成24年10月	事業規模、事業費の決定
平成24年10月	市要望調査（当初予算要求用）
平成25年3月末	県要望調査（正式）
平成25年4～5月	実施計画書の作成
平成25年6月中旬	実施計画書の提出（JA→市→県）
平成25年6月中旬	再編利用計画の承認申請（JA→市→県）
平成25年7月中旬	実施計画書の承認（県→市→JA）
平成25年7月中旬	再編利用計画書の承認（県→市→JA）
平成25年9月上旬	補助金交付内示（県→市）
平成25年9月中旬	模様替え及び利用計画の変更届の提出（JA→市→県）
平成25年10月中旬	補助金交付申請・交付決定（JA⇔市⇔県）
平成25年10月下旬	模様替え届の受理（国が受理）
平成25年11月中旬	入札実施（指名競争入札）
平成25年12月下旬	補助金変更交付申請・変更交付決定（JA⇔市⇔県）
平成26年2月下旬	事業完了
平成26年3月下旬	補助金交付額の確定・交付（市→JA）
平成26年4月下旬	補助金交付額の確定・交付（県→市）

減らそうゴミ！

④南牧村の概要

長野県の東端に位置し、標高1，000m～1，500mの高低差の激しい地域からなり1，200m～1，300m地帯には団地化された比較的平坦部に、高原野菜を主生産とする野菜畑が広がり、年間平均気温6.9℃と低く、冷涼な気候を生かして高原野菜が生産されている。

また、野辺山の牛乳工場で作る新鮮でおいしい「ポッポ牛乳」や「ヨーグルト」等の乳製品は有名ブランドとなっており、夏には避暑地として多くの観光客やスポーツ合宿が盛んで、冬にはスキー客が訪れる。夏のスポーツ合宿では、スケートをはじめ野球・バレーボール・バスケットボール・陸上など高所トレーニングに最適な場所として利用されている。

気象は、典型的な内陸型気候で、7月～9月の気温は冷涼で、昼と夜との温度差が大きな特徴である。

日照時間が6月の梅雨期を除けば年間を通じて安定しており、質の良い高原野菜が作られる好条件となっている。

⑤農業における現状と課題

総農家戸数は376戸で微減傾向にあるが、農業後継者の確保は比較的順調に行われている。しかし、配偶者問題等で課題もありレタスクラブ（婚活支援）等を通じて若い世代が農業経営と農村生活の将来に夢が持てる支援策が必要となっている。

農業の生産額は、平成26年は135億4千153万円で、中でも野菜が110億2千915万円と全体の81％を占めている。しかし、近年出荷時の過重な労働形態と人手不足に加え、野菜価格の変動、生産費の高騰問題等に対し取り組む課題が多くなっている。

⑥長野八ヶ岳農業協同組合の真空予冷施設の施設概要

標高1，100m～1，400mでの高地で高原野菜を中心に栽培がおこなわれ、畜産農業との有機的結合による土作りと農薬をできる限り減じる栽培を基本に、消費者へ新鮮な野菜を提供するためコンピュータ管理や、真空予冷施設において5度まで温度を下げた状態での輸送等を行っている。

予冷庫については昭和44年に建設し、昭和49年に真空予冷庫を導入、その後昭和57年、昭和59年、昭和63年、平成6年、平成12年と拡幅を行ってきている。

施設の整備は、国の½補助で行っており、残りは現在の施設利用者の利用料で賄っている。

〔町内産業施設について〕

(1)有限会社福田農園の現状について

平成6年に七飯町鶴野に有限会社福田農園を設立し、しいたけのブランド化に成功し、「王様しいたけ」を全国に発信している企業である。経営面積は約

増やそう資源！

民生文教

19，000㎡である。平成21年度第19回長崎県宮崎大会の品評会では日本一となるゴールデンサンマッシュ賞を受賞し、平成25年度には、農林水産省の六次産業化総合事業化計画の申請を行い認定され、また平成26年度北海道新技術・新製品開発賞では「干しの王様しいたけ」が優秀賞を受賞し、北のハイグレード食品＋2015では「王様しいたけのだし」が認定を受け広く評価を受けている。「王様しいたけ」は、横津岳の天然水を100％とどんぐりの木を使用して栽培をおこなっている。

(2)株式会社アプレの現状について

平成24年5月に福島県より七飯町へ本店が移転となり、現在は七飯町東大沼に移転して植物工場2棟で水耕栽培を行っている。経営面積は約87，000㎡である。この植物工場の建設費11億円のうち5億円は、経済産業省の「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金」を活用して建設を行っている。温泉熱と地中熱を用いた暖房と、井戸水を使った冷房システムを備え、年間を通じ、室内温度を18度から19度に保つことができるほか、日照に応じて自動的に発光ダイオードが点灯する仕組みとなっている。現在は約30種類の野菜が作付されており、今後は事業を拡大する予定である。

〔入札制度について〕

入札制度については、提出資料に基づき説明を受けたが、調査未了につき調査を継続することとした。

〔まとめ〕

真空予冷庫については、昭和53年に建設された施設で、平成に入り、急速に野菜の作付面積が伸長する中、平成14年度に新たな真空予冷装置、予冷庫等を設置し現在に至っている。施設の稼働状況は計画を上回る取扱数量となっており、平成14年度に機器装置等を更新した。

現地を確認したが、施設本体も老朽化が著しく、新函館農業協同組合の第4次中期経営計画（平成26年度～平成28年度）施設整備計画において、新たな野菜広域流通施設の設置が検討されている。

町は、現時点で候補地の選定作業を選考委員会において行っており、10月までに2～3カ所に絞り町長へ答申をする予定としているが、新函館農業協同組合が計画している新たな野菜広域流通施設とのすり合わせや、搬入搬出における交通状況、整備にかかる費用等十分な考慮を望むものである。

また、視察先である伊勢崎市、南牧村の行政担当者及び農業協同組合の担当者からは、強い農業づくり交付金事業はポイント制もあることから、事業の目的や必要量の計画等農業協同組合との連携が非常に重要であることを伺ってきた。

当町においても、国、道、新函館農業協同組合と連携を密にした取り組みが望まれる。

町内産業施設については、町は、これから起業する方への2市1町で実施している創業支援事業の継続とふるさと納税に対するお礼品やイベント等でのPRを実施していくこととしている。当委員会でも町単独での起業支援の方法等の研究、更なるPR活動の推進、ななえ物産振興協議会等への支援を検討していくべきである。

《調査事項》

・子どものいじめ対策について

・給食センターの運営及び稼働状況について

〔調査の目的〕

子どものいじめ対策については、国において平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、また平成26年4月1日には北海道いじめの防止等に関する条例が施行されたことに伴い、各市町村での条例制定が進められていることから、当町における子どものいじめ対策について調査を行った。

給食センターの運営及び稼働状況については、本年3月に移転改築となった給食センターについて調理業者やHACCP（ハサップ）対応の状況などについて調査を行った。

〔調査の方法〕

子どものいじめ対策については、町内小中学校のいじめの現況及び対策状況、渡島管内のいじめ対策条例等の状況、国からの通知・通達、児童相談所からの情報提供、渡島管内のいじめの状況についてそれぞれ資料の提出を求め、教育長、学校教育課長への聴取調査を行った。

給食センターの運営及び稼働状況については、設計から入札の経過、調理業者選定に関する資料、各学校搬入口の工事の状況、HACCP（ハサップ）対応の状況、職員の状況についてそれぞれ資料の提出を求め、教育長、給食センター長、学校教育課長への聴取調査を行った。

また、給食センター及び各小中学校の給食運搬車によるコンテナの搬入について現地調査を行った。

〔子どものいじめ対策について〕

子どものいじめ対策については、提出資料に基づき説明を受けたが、学校ごとの対策は講じているが、いじめ対策条例の制定については、制定の方法、運用の方法について調査中であることから、当委員会も調査を継続することとした。

〔給食センターの運営及び稼働状況について〕

給食センターは、昭和41年3月に新築、昭和63年に増築し、平成26年3月に移転改築している。

職員は、センター長、事務係長、学校栄養職員2名であり、調理部門と配送部門は、民間業者に委託している。

(1)設計から入札の経過

七飯町学校給食センター整備計画の策定に当たり、平成25年8月から策定委員会を4回開催し10月に整備計画を策定している。

基本設計・実施設計を指名競争入札により、株式会社サン設計事務所と契約をしている。

工事発注については、平成26年6月12日に総合評価審査委員会を開催し、入札の公告を6月20日、入札参加申請書の提出を7月1日までとしている。

7月4日に総合評価審査委員会を開催、競争入札参加資格結果通知を7月7日に通知し、7月16日に入札を行っている。仮契約を7月18日に取交し、7月22日に契約議決、7月23日に本契約の締結を行っている。工事契約は5本に分かれ、次のとおりとなっている。

①七飯町学校給食センター建替建築主体工事

制限付一般競争入札

788，400，000円

鈴木・カワマタビルド・

順特定建設工事共同企業体
②七飯町学校給食センター建替電気設備工事その１
地域限定型一般競争入札
１２６，１４４，０００円
樺電・松田・三木特定建設工事共同企業体
③七飯町学校給食センター建替電気設備工事その２
地域限定型一般競争入札
１１９，８８０，０００円
大鎌・中・岩井特定建設工事共同企業体
④七飯町学校給食センター建替機械設備工事その１
地域限定型一般競争入札
１２９，３８４，０００円
青函・久慈・東栄特定建設工事共同企業体
⑤七飯町学校給食センター建替機械設備工事その２
地域限定型一般競争入札
１４３，３１６，０００円
川股・石岡特定建設工事共同企業体

いずれの工事の完成期限は、平成27年２月27日である。

⑵調理業者の選定について

選定方法は指名型企画提案方式（プロポーザル方式）とし、業務委託内容は、①調理業務、②食材等の受け入れ及び検収・検品業務、③配缶及び給食コンテナへの積み込み業務、④食器、食缶、調理用器具、給食コンテナ等の洗浄、消毒、保管業務、⑤調理施設、設備機器の清掃及び日常点検業務、⑥残菜及び厨芥の処理業務、⑦契約の日から供用開始前までの準備作業（受託者負担）としている。

業務委託期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間（七飯町長期継続契約）とし、調理食数は一日約２，４００食、給食日数は年間205日としている。

参加業者の条件は次のとおりである。

①本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

②七飯町学校給食センターに１時間以内で対応できる場所に、本社、支社、営業所等を有していること。又は、委託業務開始までに設置予定であること。

③会社更生法に基づき更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づき再生開始手続きの申立てがされていない者。

④租税の未納がないこと。

⑤過去３年以内に学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

⑥学校給食法に規定する学校給食に必要な施設等での調理業務等において、１回300食以上又は１日750食以上の調理を行うドライシステム方式に基づく業務の履行実績があり、現在も継続して履行していること。

⑦暴力団との関係を有していないこと。

⑧製造物責任法の規定による損害賠償責任を履行するための、生産物賠償責任保険に加入していること。

選定のスケジュールは、平成27年１月28日に道内事業者８社を選定し参加案内を送付、２月６日に６名の委員からなる七飯町学校給食センター調理業務委託事業者選定委員会を設置、２月13日までに参加意向申し出のあった事業者は３社であった。

２月23日に次の８点について提案書の提出

①学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書
②危機管理に関する提案書
③安全衛生管理に関する提案書
④調理従事者等教育に関する提案書
⑤業務実施体制に関する提案書
⑥食物アレルギー対応に関する提案書
⑦食育の充実に関する提案書
⑧見積書（平成27年度、28年度、29年度　３年分の金額）

２月25日にプレゼンテーションを行い、順位第１位の株式会社キタジマを選定した。

【プレゼンテーションの結果】

業　者　名	得点（720点満点）	順位
株式会社　キタジマ	515.5点	1
株式会社　イチイ	470.0点	2
シダックス新東ヒューマンサービス株式会社函館営業所	350.5点	3

減らそうゴミ！

アレルギー食対応について、教育委員会では「学校における食物アレルギー対応の進め方」（北海道教育委員会）に基づきおこなっており、保護者等判断での調査票では小学生が99名、中学生が30名に何らかの食物アレルギーがあり、面談を希望した19名の保護者と面談を行い、その内、詳細な成分表を希望する11名には毎月配布を行っている。

また、面談前に給食担当者会議において、平成27年度の除去する対象アレルゲンを人数の多いピーナッツ、カシューナッツ、クルミとし、来年度は、除去対象アレルゲンを徐々に増やすとしている。

⑶ＨＡＣＣＰ（ハサップ）対応の状況について

ＨＡＣＣＰとは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、細菌による汚染、異物の混入などの危険要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的に監視・記録する工程管理システムである。

学校給食の衛生管理は、「ＨＡＣＣＰの考え方」に基づいて衛生管理の基準（学校給食衛生管理基準）を定めている。

【学校給食衛生管理基準】

１．学校給食施設

①学校給食施設の区分は、汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域等区域を明確に部屋単位で区分した構造とし、その他に前室を加えること。

②ドライシステムを導入するよう努めること。

③作業区域の外部に開放される個所にはエアカーテンを備えるよう努めること。

④食品を取り扱う場所は、内部の温度及び湿度管理が適切に行える空調等を備えるよう努めること。

⑤食品の保管室は、専用であること。また衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入・搬出は、調理室を経由しない配置とすること。

⑥外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けること。

⑦排水溝は、詰まり又は逆流がおきにくく、かつ排水が飛散しない構造及び配置とすること。

⑧釜周りの排水が床面に流れない構造とすること。

⑨配膳室は、外部からの異物の混入を防ぐため、廊下等と明確に区分すること。

⑩廃棄物保管場所は、調理場外に設けること。
⑪学校給食従事者専用の便所は、調理衣の脱着場所を便所の個室の前に部屋単位で区分すること。
⑫学校給食従事者の専用手洗い設備の給水栓は、温水に対応した方式とすること。

2．学校給食設備

①全ての移動式の器具及び容器は、衛生的に保管するため、外部から汚染されない構造の保管庫を設けること。
②給水給湯設備は、必要な数を設置し、給水栓は、直接手指を触れることのないよう、肘等で操作できるレバー式等であること。
③食肉類、魚介類、卵、野菜類、果物等食品の種類ごとに、それぞれ専用の調理用器具・容器を備えること。
④シンクは、下処理室における加熱調理用食品、非加熱調理用食品、器具の洗浄のシンクを別々に設置し、三層式構造とすること。
⑤冷蔵及び冷凍設備は、食数に応じた広さがあるものを原材料用及び調理用等に整備し、共用を避けること。
⑥学校給食従事者の専用手洗い設備は、前室、便所の個室及び作業区分ごとに設置すること。

北海道ＨＡＣＣＰ自主衛生管理認証制度は、北海道が独自に作成した「ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理導入の評価調書」を使用し、施設の状態や管理運営方法を143項目にわたり自己採点の上、同じ調書を使用し第三者機関が評価するもので、一般的な衛生管理上で改善する点やＨＡＣＣＰによる衛生管理を実践していくにあたり必要となる事項を具体的に把握することができる。

全道で10箇所の学校給食センターが８段階中６段階の評価を受けており、渡島管内では木古内町学校給食センターがその１つとなっている。

木古内町学校給食センターは、平成15年４月に建替えをし、規模は１日約300食と少ないが、平成24年６月に渡島保健所より評価を受けている。

当町の給食センターは、受託事業者である株式会社キタジマにおいて渡島保健所より６段階の評価に向けた作業が進められており、現在作業手順書（作業マニュアル）等の作成が行われている。今後、重要管理点の決定、評価調書による自己評価、渡島保健所へ評価の申請、渡島保健所による実地調査、年度内の評価結果を予定している。

また、平成28年度には北海道ＨＡＣＣＰ自主衛生管理認証の７段階の取得を目指す予定である。

⑷各学校搬入口の工事の状況について

給食センターの配送方式がコンテナ方式を導入したことから、各小中学校の給食配膳室の改修と、コンテナを搬入するプラットホームの設置などの改修を平成26年度に行った。

給食運搬用のトラックは、コンテナを降ろす高さが調整できるリフトゲートを備えており、各学校の給食配膳室側のプラットホームの高さに合わせてコンテナを給食配膳室に搬入している。

新しい方式による給食運搬車の搬入が始まってから４箇月を経過し、搬入に携わっている運搬車のドライバーや各小中学校の配膳室の現状を確認した結果、コンテナの搬入の際にドア等との接触によりガラスの飛散が懸念される学校や運搬車の後退時にプラットホームの位置がわかりづらい学校、冬期間の凍結により地面の水平を保つことが困難となると思われる学校、傾斜があることからコンテナの移動に苦慮している学校等の問題点があった。

当委員会も、現在改築工事等が進められている大中山小学校と七重小学校を除き、各小中学校の給食搬入口の現地調査を行い、教育委員会から報告のあった安全面に対する問題点について確認をした。

⑸職員の状況について

調理員の勤務時間については、改築前後とも７時30分から16時30分と変更はなく、配置状況については表５のとおりとなっている。

調理員の配置比較

増員の大きな理由は、衛生管理上、作業区域が部屋毎となり、白衣・エプロンを交換しなければ人の行き来が出来なくなったことや、前処理、コンテナ配送等により作業工程が増えたためである。

給食運搬車については、七重小学校と併設されていたものを独立した施設としたことから、２台から３台に増車となっている。

〔まとめ〕

子どものいじめ対策については、調査未了につき継続して所管事務調査を実施することとする。

給食センターの運営及び

増やそう資源！

〈表５〉

《午　前》

作業区域（作業内容）	新給食センター	旧給食センター
検収前室（食材受入）	１名	２名
検収室（食材チェック）	３名	
肉類下処理（肉・加工品下処理）	１名	１名
野菜類下処理（野菜下処理）	８名	７名
上処理室（調理）	４名（８名）	３名（８名）
和え物室（調理）	１名（２名）	１名
コンテナプール（コンテナセット）	２名	－
合計人数	20名	14名

《午　後》

作業区域（作業内容）	新給食センター	旧給食センター
洗浄室（食缶・食器等洗浄）	７名	12名
コンテナプール（コンテナセット）	６名	
調理室（厨房機器清掃）	２名	
検収室（厨房機器清掃）	２名	
その他（書類作成等）	１名	１名
合計人数	18名	13名

稼働状況については、ＨＡＣＣＰ方式の衛生管理基準を満たすことができる施設として整備を行ったものであるので、北海道ＨＡＣＣＰ自主衛生管理認証の８段階取得に向け努力を願うものである。

また、地場産の野菜等を積極的に取り入れ、学校給食の質が向上するよう心掛けると同時に、食育に関しては、児童生徒の地域・自然への理解や「食」への感謝の気持ちが育まれるような工夫を望むものである。

また、学校給食の調理は、他の大量調理施設と異なり、毎日違う献立を大量につくるという特徴がある。毎日献立が違うということは、調理ごとに重要管理点の一部が変わることになるので、衛生管理についての知識と技能修得は実際の調理業務だけではなく、継続して研修などを行う必要があると考える。

アレルギー食の対応については、始まったばかりではあるが、単純に給食全体あるいは献立からのアレルゲンの除去ではアレルギー食に対応しているとは言い難い。アレルギー食の調理場を活用し、除去食、代替え食を含めた対応を考慮されたい。

施設の機能を十分発揮できる体制と、安全でおいしい給食の提供に不断の研究と努力を望むものである。

各学校の搬入口については、冬期間に入り積雪や凍結による事故がないよう、学校現場や配送事業者と十分な協議を行い、傾斜の改善や車止めの設置等、安全面に配慮をした早期の対応、また現在改築、改修を行っている学校については、設計段階から対策を講じることを望むものである。

議案審査の結果報告

平成27年6月11日第2回定例会において当委員会に付託された事件について審査した結果を、下記のとおり報告する。

総務財政

1．事件名

議案第36号　七飯町特定個人情報保護条例の制定について

2．審査の経過

平成27年6月26日、7月10日、8月7日、18日の4日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長の出席を求め、審査を行った。

3．決定及び理由

(1)決　定　　原案可決

(2)理　由

当委員会に付託された七飯町特定個人情報保護条例（以下「条例」という。）は、マイナンバー社会保障・税番号制度の導入にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が平成25年10月に公布され、平成27年10月より施行が予定されていることから、番号法に基づく、条例を制定しようとするものである。

七飯町特定個人情報保護条例の主な内容は、次のとおりである。

第1章　総則（第1条・第2条）

第2章　特定個人情報の取扱い（第3条－第10条）

第3章　開示、訂正及び利用停止

第1節　開示（第11条－第22条）

第2節　訂正（第23条－第29条）

第3節　利用停止（第30条－第35条）

第4節　不服申立て（第36条－第38条）

第4章　雑則（第39条－第42条）

第2章では、特定個人情報の取扱いとして、特定個人情報の収集等の制限、保有の制限、利用目的の明示、正確性の確保、安全確保の措置、従事者の義務、保有特定個人情報の利用の制限、特定個人情報の提供の制限について規定している。

第3章では、第1節　開示として、開示請求権、開示請求の手続、保有特定個人情報の開示義務、部分開示、裁量的開示等を、第2節　訂正として、訂正請求権、訂正請求の手続、保有特定個人情報の訂正義務等を、第3節　利用停止として、利用停止請求権、利用停止請求の手続、保有特定個人情報の利用停止義務等を、第4節　不服申立てとして、審査会への諮問、諮問した旨の通知、第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等を規定している。

以上のことを留意のうえ、七飯町特定個人情報保護条例の内容を審査したところ、マイナンバー社会保障・税番号制度は、国民一人ひとりに固有の個人番号を付番することにより、これまで各行政機関がそれぞれ管理していた税情報や福祉利用情報などの個人情報を一元的に関連付けようとするものであり、これにより行政機関は必要な個人情報を迅速かつ正確に把握できるようになり、また、国民にとっては何らかの行政手続を行う場合に提出すべき書類が軽減されるなどのメリットが得られると期待されている制度である。一方で個人番号は、さまざまな個人情報を引き出す情報のため、万が一不適正な収集や利用が行われた場合、重大な情報漏えい等を引き起こす可能性がある。このため番号法は個人情報を含む個人番号を「特定個人情報」と定義づけ、一般的な個人情報以上に手厚い保護措置を設けるとともに、地方公共団体に対しても適切な取扱いに資するための条例整備などを行うよう求めている制度であり、条例は、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的として制定しようとするものである。

現行の個人情報保護条例を改正するよりも、新条例を制定することで特定個人情報の取扱いのみを規定することとなり、簡潔な表現が可能となっている。

このことを踏まえ採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

減らそうゴミ！

懲　罰

懲罰動議

懲罰動議第１号
　平成27年６月15日
七飯町議会議長
　坂田邦彦様
発議者
七飯町議会議員
　木下敏
　〃　小松義光
　〃　畑中静一

中島勝也議員に対する懲罰動議

次の理由により、中島勝也議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第２項、七飯町会議規則第108条第１項及び第２項の規定により動議を提出します。

記

理由

平成27年６月12日開催の七飯町議会定例会本会議に発議案第９号として中宮町長に対する不信任案を提出するにあたって、地方自治法第123条会議録にある会議録が公式記録であり唯一の証拠書類となる事も確認せずに、地方自治法第178条不信任議決と長の処置ということで第３項に特別多数議決に定められている案件を証拠書類となる正規の会議録もない状態で提出することや、虚偽記載がある不信任案を発議することと、不信任案の説明の中で、本会議を中座して函館新聞社を訪問した発言をしており、議員の義務である本会議への出席を軽視した中座理由の発言であります。以上の懲罰事犯は、地方自治法第六章議会第九節規律第百三十二条の品位の保持と七飯町議会会議規則第100条の品位の尊重に違反している。

《平成27年２回定例会において懲罰特別委員会に付託となり、第３回定例会で報告がありました。》

懲罰動議第１号
中島勝也議員に対する懲罰動議特別委員会報告

委員会報告第６号　懲罰特別委員会報告書

平成27年６月15日第２回定例会において付託された、懲罰動議第１号　中島勝也議員に対する懲罰動議について、審査した結果を下記のとおり報告する。

　平成27年８月17日
七飯町議会議長
　坂田邦彦様
懲罰特別委員会
委員長　横田有一

１懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

２懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第１項第３号及び七飯町議会会議規則第112条の規定により、本件については、３日間の出席停止の懲罰を科すべきである。

３理　由

中島勝也議員は、中座の届け出を出しているが、その理由を６月15日の会議で「議員活動の一環である」と発言している。議会における欠席の正当な理由とは、招集に応じようとする意思があっても応ずることができないような理由とされ、健康上不可能であるとか、災害等による交通の途絶とか、拘留等により身体の自由が拘束されているとかの場合とされている。このことからすると、中座においても相当な理由が必要であるにもかかわらず、当日の会議の終了を待たずに中座した理由は、自分の思いを正当化しようとした身勝手な行動である。また、発議案第９号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年６月15日に発議案に虚偽の記載があることを自ら認めているにもかかわらず、訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反している。

今後、中島勝也議員は議会の規律と秩序を再認識し、発議権の保障とあわせて、発議に対する責任を十分に認識すべきである。

七飯町議会の品位を保持するため、本委員会は中島勝也議員に対し、３日間の出席停止の懲罰を科すことを審査の結果、賛成多数で決定した。

４審査の経過

⑴平成27年６月15日に第１回目の委員会を開催し、委員長に横田有一委員、副委員長に長谷川生人委員をそれぞれ互選した。

⑵平成27年７月９日に第２回目の委員会を開催し、委員間の共通した認識のもとで審査を行い、公正な判断をするため、委員会審査の流れの他に次の関係資料の確認を行った。

①地方自治法……第９節「紀律」、第10節「懲罰」

②七飯町議会会議規則……第12章「規律」、第13章「懲罰」

③議員必携……第９章「議会の規律、懲罰」

④地方議会運営辞典……「懲罰」、「懲罰事犯」、「懲罰宣告」、「懲罰動議」、「懲罰特別委員会」

⑤議会運営実務提要（質疑応答）……第９章「紀律」、第10章「懲罰」

また、委員から正確な資料として、正規の会議録が求められ、会議録が出来しだい次回の委員会を開催することとして委員会を閉会した。

⑶平成27年８月７日に第３回目の委員会を開催し、当委員会に付託された４件の事件について、発議者の３名から再度提案説明を聴取するかを採決し、聴取しないことで決定した。また、懲罰動議の対象者４名から弁明の申出が委員長及び事務局に無いことを確認した。

次に、付託案件ごとの審査を行うこととし、懲罰動議第１号　中島勝也議員に対する懲罰動議の審査に入り、懲罰事犯の有無について審査を行った。

懲罰事犯の有無については、審査の結果、賛成多数で懲罰を科すべきものと決定し、懲罰処分の種類及び内容については、次回の委員会で審査することを確認して委員会を閉会した。

⑷平成27年８月12日に第４回目の委員会を開催し、懲罰動議第１号　中島勝也議員に対する懲罰動議について審査を行った。

最初に、懲罰処分の種類及び内容を審査し、委員から懲罰に反対、陳謝、出席停止の意見が出され、審査の結果３日間の出席停止とすることを決定した。

次に、懲罰動議第２号　田村敏郎議員に対する懲罰動議、懲罰動議第３号　坂本繁議員に対する懲罰動議、懲罰動議第４号　川村主税議員に対する懲罰動議については、発議案第９号の中宮安一町長に対する不信任案の賛成者として審査を行った。

⑸平成27年８月17日に第５回目の委員会を開催し、平成27年第３回定例会に提出する報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

５付帯意見等

我々議員は、この４年間は七飯町にとっては大変重要な時期だと認識している。そんな中で第２回定例会においてこのような事案が発生し、結果的に懲罰特別委員会を立ち上げ、審議し懲罰を科すべきと結論を出した。

懲罰動議を提出した議員、懲罰を科せられた議員、懲罰の審議をしなければならなかった議員、いずれの議員も辛い思いをした。このような後ろ向きの事案で大事な議会の時間を費やすのではなく、七飯町発展のために、一日でも早く前向きな議論に専念できるよう、議員が一つになり懲罰とかそういうような言葉が無い正常な議会となることを切望する。

《採決の結果、賛成多数で可決となりました。》

増やそう資源！

懲罰動議

懲罰動議第2号
平成27年6月15日
七飯町議会議長
坂田邦彦様
発議者
七飯町議会議員
木下敏
〃 小松義光
〃 畑中静一

田村敏郎議員に対する懲罰動議

次の理由により、田村敏郎議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項、七飯町会議規則第108条第1項及び第2項の規定により動議を提出します。

記

理由

平成27年6月12日開催の七飯町議会定例会本会議に発議案第9号として中宮町長に対する不信任案を提出するにあたって、地方自治法第123条会議録にある会議録が公式記録であり唯一の証拠書類となる事も確認せずに、地方自治法第178条不信任議決と長の処置ということで第3項に特別多数議決に定められている案件を証拠書類となる正規の会議録もない状態で提出することや、虚偽記載がある不信任案を発議することと、不信任案の説明の中で、本会議を中座して函館新聞社を訪問した発言をしており、議員の義務である本会議への出席を軽視した中座理由の発言であります。以上の懲罰事犯は、地方自治法第六章議会第九節規律第百三十二条の品位の保持と七飯町議会会議規則第100条の品位の尊重に違反している。

《平成27年2回定例会において懲罰特別委員会に付託となり、第3回定例会で報告がありました。》

懲罰動議第2号 田村敏郎議員に対する懲罰動議特別委員会報告

委員会報告第7号　懲罰特別委員会報告書

平成27年6月15日第2回定例会において付託された、懲罰動議第2号　田村敏郎議員に対する懲罰動議について、審査した結果を下記のとおり別紙戒告文案を添え報告する。

平成27年8月17日
七飯町議会議長
坂田邦彦様
懲罰特別委員会
委員長　横田有一

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第1号及び七飯町議会会議規則第111条の規定により、本件については、公開の議場における戒告の懲罰を科すべきである。

3 理　由

田村敏郎議員は、発議案第9号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年6月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反している。

今後、田村敏郎議員は発議権の保障とあわせて、発議に対する責任を十分に認識すべきである。

七飯町議会の品位を保持するため、本委員会は田村敏郎議員に対し、公開の議場における戒告の懲罰を科すことを審査の結果、賛成多数で決定した。

4 審査の経過

(1)平成27年6月15日に第1回目の委員会を開催し、委員長に横田有一委員、副委員長に長谷川生人委員をそれぞれ互選した。

(2)平成27年7月9日に第2回目の委員会を開催し、委員間の共通した認識のもとで審査を行い、公正な判断をするため、委員会審査の流れの他に次の関係資料の確認を行った。

①地方自治法……第9節「紀律」、第10節「懲罰」

②七飯町議会会議規則……第12章「規律」、第13章「懲罰」

③議員必携……第9章「議会の規律、懲罰」

④地方議会運営辞典……「懲罰」、「懲罰事犯」、「懲罰宣告」、「懲罰動議」、「懲罰特別委員会」

⑤議会運営実務提要（質疑応答）……第9章「紀律」、第10章「懲罰」

また、委員から正確な資料として、正規の会議録が求められ、会議録が出来しだい次回の委員会を開催することとして委員会を閉会した。

(3)平成27年8月7日に第3回目の委員会を開催し、当委員会に付託された4件の事件について、発議者の3名から再度提案説明を聴取するかを採決し、聴取しないことで決定した。また、懲罰動議の対象者4名から弁明の申出が委員長及び事務局に無いことを確認した。

次に、付託案件ごとの審査を行うこととし、懲罰動議第1号　中島勝也議員に対する懲罰動議の審査に入り、懲罰事犯の有無について審査を行った。

(4)平成27年8月12日に第4回目の委員会を開催し、前回に引き続き懲罰動議第1号　中島勝也議員に対する懲罰動議について審査を行った。

次に、懲罰動議第2号　田村敏郎議員に対する懲罰動議、懲罰動議第3号　坂本繁議員に対する懲罰動議、懲罰動議第4号　川村主税議員に対する懲罰動議については、賛成者として審査を行った。

賛成者については本会議を中座した事実はないが、発議案第9号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年6月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反しているとして、審査の結果、懲罰を科すべきと決定し、戒告とすることとした。

(5)平成27年8月17日に第5回目の委員会を開催し、平成27年第3回定例会に提出する報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

5 付帯意見等

我々議員は、この4年間は七飯町にとっては大変重要な時期だと認識している。そんな中で第2回定例会においてこのような事案が発生し、結果的に懲罰特別委員会を立ち上げ、審議し懲罰を科すべきと結論を出した。

懲罰動議を提出した議員、懲罰を科せられた議員、懲罰の審議をしなければならなかった議員、いずれの議員も辛い思いをした。このような後ろ向きの事案で大事な議会の時間を費やすのではなく、七飯町発展のために、一日でも早く前向きな議論に専念できるよう、議員が一つになり懲罰とかそういうような言葉が無い正常な議会となることを切望する。

戒告文（案）

田村敏郎議員は、発議案第9号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年6月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、議会の品位を失墜させた。

このことは、議員の職分にかんがみ、まことに遺憾である。よって地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成27年9月　日
七飯町議会

《採決の結果、賛成多数で可決となりました。》

減らそうゴミ！

懲罰動議

懲罰動議第3号
平成27年6月15日
七飯町議会議長
坂田邦彦様
発議者
七飯町議会議員
木下敏
〃 小松義光
〃 畑中静一

坂本繁議員に対する懲罰動議

次の理由により、坂本繁議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項、七飯町会議規則第108条第1項及び第2項の規定により動議を提出します。

記

理由

平成27年6月12日開催の七飯町議会定例会本会議に発議案第9号として中宮町長に対する不信任案を提出するにあたって、地方自治法第123条会議録にある会議録が公式記録であり唯一の証拠書類となる事も確認せずに、地方自治法第178条不信任議決と長の処置ということで第3項に特別多数議決に定められている案件を証拠書類となる正規の会議録もない状態で提出することや、虚偽記載がある不信任案を発議することと、不信任案の説明の中で、本会議を中座して函館新聞社を訪問した発言をしており、議員の義務である本会議への出席を軽視した中座理由の発言であります。以上の懲罰事犯は、地方自治法第六章議会第九節規律第百三十二条の品位の保持と七飯町議会会議規則第100条の品位の尊重に違反している。

《平成27年2回定例会において懲罰特別委員会に付託となり、第3回定例会で報告がありました。》

懲罰動議第3号 坂本繁議員に対する懲罰動議特別委員会報告

委員会報告第8号　懲罰特別委員会報告書

平成27年6月15日第2回定例会において付託された、懲罰動議第3号　坂本繁議員に対する懲罰動議について、審査した結果を下記のとおり別紙戒告文案を添え報告する。

平成27年8月17日
七飯町議会議長
坂田邦彦様
懲罰特別委員会
委員長　横田有一

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第1号及び七飯町議会会議規則第111条の規定により、本件については、公開の議場における戒告の懲罰を科すべきである。

3 理　由

坂本繁議員は、発議案第9号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年6月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反している。

今後、坂本繁議員は発議権の保障とあわせて、発議に対する責任を十分に認識すべきである。

七飯町議会の品位を保持するため、本委員会は坂本繁議員に対し、公開の議場における戒告の懲罰を科すことを審査の結果、賛成多数で決定した。

4 審査の経過

(1)平成27年6月15日に第1回目の委員会を開催し、委員長に横田有一委員、副委員長に長谷川生人委員をそれぞれ互選した。

(2)平成27年7月9日に第2回目の委員会を開催し、委員間の共通した認識のもとで審査を行い、公正な判断をするため、委員会審査の流れの他に次の関係資料の確認を行った。

①地方自治法……第9節「紀律」、第10節「懲罰」

②七飯町議会会議規則……第12章「規律」、第13章「懲罰」

③議員必携……第9章「議会の規律、懲罰」

④地方議会運営辞典……「懲罰」、「懲罰事犯」、「懲罰宣告」、「懲罰動議」、「懲罰特別委員会」

⑤議会運営実務提要（質疑応答）……第9章「紀律」、第10章「懲罰」

また、委員から正確な資料として、正規の会議録が求められ、会議録が出来しだい次回の委員会を開催することとして委員会を閉会した。

(3)平成27年8月7日に第3回目の委員会を開催し、当委員会に付託された4件の事件について、発議者の3名から再度提案説明を聴取するかを採決し、聴取しないことで決定した。また、懲罰動議の対象者4名から弁明の申出が委員長及び事務局に無いことを確認した。

次に、付託案件ごとの審査を行うこととし、懲罰動議第1号　中島勝也議員に対する懲罰動議の審査に入り、懲罰事犯の有無について審査を行った。

(4)平成27年8月12日に第4回目の委員会を開催し、前回に引き続き懲罰動議第1号　中島勝也議員に対する懲罰動議について審査を行った。

次に、懲罰動議第2号　田村敏郎議員に対する懲罰動議、懲罰動議第3号　坂本繁議員に対する懲罰動議、懲罰動議第4号　川村主税議員に対する懲罰動議については、賛成者として審査を行った。

賛成者については本会議を中座した事実はないが、発議案第9号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年6月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反しているとして、審査の結果、懲罰を科すべきと決定し、戒告とすることとした。

(5)平成27年8月17日に第5回目の委員会を開催し、平成27年第3回定例会に提出する報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

5 付帯意見等

我々議員は、この4年間は七飯町にとっては大変重要な時期だと認識している。そんな中で第2回定例会においてこのような事案が発生し、結果的に懲罰特別委員会を立ち上げ、審議し懲罰を科すべきと結論を出した。

懲罰動議を提出した議員、懲罰を科せられた議員、懲罰の審議をしなければならなかった議員、いずれの議員も辛い思いをした。このような後ろ向きの事案で大事な議会の時間を費やすのではなく、七飯町発展のために、一日でも早く前向きな議論に専念できるよう、議員が一つになり懲罰とかそういうような言葉が無い正常な議会となることを切望する。

戒告文（案）

坂本繁議員は、発議案第9号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年6月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、議会の品位を失墜させた。

このことは、議員の職分にかんがみ、まことに遺憾である。よって地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成27年9月　日
七飯町議会

《採決の結果、賛成多数で可決となりました。》

増やそう資源！

懲罰動議

懲罰動議第４号
平成27年６月15日
七飯町議会議長
坂田邦彦様
発議者
七飯町議会議員
木下敏
〃　小松義光
〃　畑中静一

川村主税議員に対する懲罰動議

次の理由により、川村主税議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第２項、七飯町会議規則第108条第１項及び第２項の規定により動議を提出します。

記

理由

平成27年６月12日開催の七飯町議会定例会本会議に発議案第９号として中宮町長に対する不信任案を提出するにあたって、地方自治法第123条会議録にある会議録が公式記録であり唯一の証拠書類となる事も確認せずに、地方自治法第178条不信任議決と長の処置ということで第３項に特別多数議決に定められている案件を証拠書類となる正規の会議録もない状態で提出することや、虚偽記載がある不信任案を発議することと、不信任案の説明の中で、本会議を中座して函館新聞社を訪問した発言をしており、議員の義務である本会議への出席を軽視した中座理由の発言であります。以上の懲罰事犯は、地方自治法第六章議会第九節規律第百三十二条の品位の保持と七飯町議会会議規則第100条の品位の尊重に違反している。

《平成27年２回定例会において懲罰特別委員会に付託となり、第３回定例会で報告がありました。》

懲罰動議第４号 川村主税議員に対する懲罰動議特別委員会報告

委員会報告第９号　懲罰特別委員会報告書

平成27年６月15日第２回定例会において付託された、懲罰動議第４号　川村主税議員に対する懲罰動議について、審査した結果を下記のとおり別紙戒告文案を添え報告する。

平成27年８月17日
七飯町議会議長
坂田邦彦様
懲罰特別委員会
委員長　横田有一

記

１懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

２懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第１項第１号及び七飯町議会会議規則第111条の規定により、本件については、公開の議場における戒告の懲罰を科すべきである。

３理　由

川村主税議員は、発議案第９号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年６月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反している。

今後、川村主税議員は発議権の保障とあわせて、発議に対する責任を十分に認識すべきである。

七飯町議会の品位を保持するため、本委員会は川村主税議員に対し、公開の議場における戒告の懲罰を科すことを審査の結果、賛成多数で決定した。

４審査の経過

(1)平成27年６月15日に第１回目の委員会を開催し、委員長に横田有一委員、副委員長に長谷川生人委員をそれぞれ互選した。

(2)平成27年７月９日に第２回目の委員会を開催し、委員間の共通した認識のもとで審査を行い、公正な判断をするため、委員会審査の流れの他に次の関係資料の確認を行った。

①地方自治法……第９節「紀律」、第10節「懲罰」

②七飯町議会会議規則……第12章「規律」、第13章「懲罰」

③議員必携……第９章「議会の規律、懲罰」

④地方議会運営辞典……「懲罰」、「懲罰事犯」、「懲罰宣告」、「懲罰動議」、「懲罰特別委員会」

⑤議会運営実務提要（質疑応答）……第９章「紀律」、第10章「懲罰」

また、委員から正確な資料として、正規の会議録が求められ、会議録が出来しだい次回の委員会を開催することとして委員会を閉会した。

(3)平成27年８月７日に第３回目の委員会を開催し、当委員会に付託された４件の事件について、発議者の３名から再度提案説明を聴取するかを採決し、聴取しないことで決定した。また、懲罰動議の対象者４名から弁明の申出が委員長及び事務局に無いことを確認した。

次に、付託案件ごとの審査を行うこととし、懲罰動議第１号　中島勝也議員に対する懲罰動議の審査に入り、懲罰事犯の有無について審査を行った。

(4)平成27年８月12日に第４回目の委員会を開催し、前回に引き続き懲罰動議第１号　中島勝也議員に対する懲罰動議について審査を行った。

次に、懲罰動議第２号　田村敏郎議員に対する懲罰動議、懲罰動議第３号　坂本繁議員に対する懲罰動議、懲罰動議第４号　川村主税議員に対する懲罰動議については、賛成者として審査を行った。

賛成者については本会議を中座した事実はないが、発議案第９号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年６月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、七飯町議会会議規則第100条の「品位の尊重」に違反しているとして、審査の結果、懲罰を科すべきと決定し、戒告とすることとした。

(5)平成27年８月17日に第５回目の委員会を開催し、平成27年第３回定例会に提出する報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

５付帯意見等

我々議員は、この４年間は七飯町にとっては大変重要な時期だと認識している。そんな中で第２回定例会においてこのような事案が発生し、結果的に懲罰特別委員会を立ち上げ、審議し懲罰を科すべきと結論を出した。

懲罰動議を提出した議員、懲罰を科せられた議員、懲罰の審議をしなければならなかった議員、いずれの議員も辛い思いをした。このような後ろ向きの事案で大事な議会の時間を費やすのではなく、七飯町発展のために、一日でも早く前向きな議論に専念できるよう、議員が一つになり懲罰とかそういうような言葉が無い正常な議会となることを切望する。

戒告文（案）

川村主税議員は、発議案第９号の中宮安一町長に対する不信任案の審議に際し、平成27年６月15日に発議案に虚偽の記載があることを提案者が自ら認めているにもかかわらず、賛成者として訂正あるいは取り下げを行わずに強行した行為は、議会の品位を失墜させた。

このことは、議員の職分にかんがみ、まことに遺憾である。よって地方自治法第135条第１項第１号の規定により戒告する。

平成27年９月　日
七飯町議会

《採決の結果、賛成多数で可決となりました。》

減らそうゴミ！

懲罰宣告

採決の結果、賛成多数で可決され、議長より中島勝也議員に対しては3日間の出席停止を宣告して、その場で退場となりました。

田村敏郎議員、坂本繁議員、川村主税議員に対しては、懲罰特別委員会報告書のとおり戒告文が読み上げられました。

承認第3号　専決処分の承認を求めることについて

次のとおり平成27年度七飯町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ854千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億3千295万円とする。

（歳出）

款…総務費
項…総務管理費
目…一般管理費
節…委託料
　行政訴訟業務委託料
　予算額…854千円

《行政訴訟業務委託内容》

国家賠償法第1条第1項の適用による被告を七飯町とする訴状が、7月25日に函館地方裁判所に提出された損害賠償等請求事件で、亀田郡七飯町大中山6丁目452番地、原告坂本繁、亀田郡七飯町本町3丁目14－6、原告川村主税、亀田郡七飯町中野58－36、原告中島勝也、亀田郡七飯町緑町3丁目3－29、原告田村敏郎の4名原告で、被告は亀田郡七飯町本町568－3、七飯町代表者町長中宮安一となっています。

請求の趣旨

①七飯町議会が平成27年6月15日になした別紙決議は無効であることを確認する。

別紙決議とは、七飯町議会が平成27年6月15日になした原告4名に対する七飯町議会懲罰委員会に付託する旨の決議のことです。

②被告は、原告ら各自に対しそれぞれ金200万円及びこれらに対する平成27年6月15日から支払い済みに至るまでの年5分の割合による金員を支払え。

③訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求めるものです。

訴訟にかかる費用を行政訴訟業務委託料として85万4千円専決処分を行い承認となりました。委託料の内訳は、申し立て手数料、予納郵券（使用された部分のみ）などの着手金として53万円と当事者、代理者の出廷のための旅費、日当、宿泊費、書類作成、提出費用として32万4千円となっています。

また、③の訴訟費用には、弁護士費用は含まないこととなっています。

増やそう資源！

特別委員会報告（要旨掲載）

平成26年度決算審査特別委員会

委員長　長谷川　生　人

審査の経過

9月10日、14日、15日、16日、17日、18日、24日の7日間委員会を開催した。

審査にあたっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長及び担当部・課長等の出席を求めて審査を行った。

審査の総括

平成26年度の一般会計、5特別会計、水道事業会計、南渡島青少年指導センター組合一般会計の8会計の決算審査にあたり、詳細に慎重に審査を行った結果、全員一致で8会計全て認定すべきものと決定した。

なお、委員会から次のとおり総括意見を付す。

平成26年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額119億2千1万6千円で、前年度と比較して、自動車取得税交付金、財産収入などが減少しているものの、町税をはじめ地方消費税交付金、国庫支出金、繰入金、繰越金、町債などの増加により全体で20億8千709万2千円（21.2％）の増加となっている。

歳出総額は116億8千141万円で、前年度と比較して、農林水産業費、消防費、災害復旧費などで減少しているが、総務費、民生費、教育費などの増加により全体で21億653万8千円（22.0％）の増加となっている。

これにより、歳入歳出差引額は2億3千860万6千円で、翌年度へ繰越すべき財源547万5千円を差し引いた実質収支額は2億3千313万1千円の黒字である。

また、本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3千920万1千円の黒字となり、これに財政調整基金積立金1億100万円を加え、基金取り崩し額1億3千万円を差し引いた実質単年度収支額も1千20万1千円の黒字となっている。

町の財政において36.3％を占める町税等の自主財源は、前年度に比べ1.8ポイント減少しているが、決算額は5億8千644万6千円増加している。これは繰入金及び繰越金の増加によるものである。

町は、収納対策として、納税相談に応じない、納税に誠意が見られないなどの悪質滞納者に対する財産・給与・預貯金等の差押えなどを行い、町税全体の収納率は95.9％であり、前年度と比較して1.0ポイント上昇するなど収納努力は評価できるものである。

収入未済額は、一般会計と特別会計合わせて2億9千852万3千円であり、前年度より4千397万2千円減少しているが、町税1億817万円、国民健康保険税1億2千63万2千円と多額になっている。特に、3千637万4千円の赤字決算となった国民健康保険特別会計は、収納対策に一層の努力が必要である。192億9千971万円で、さらに翌年度繰越額2億892万7千円を除いた4億2千973万5千円が不用額となっている。

この不用額のうち一般会計では予算現額121億5千180万6千円に対して支出済額116億8千141万円で、さらに翌年度繰越額2億892万7千円を除いた2億6千146万9千円が不用額となっている。

不用額の多くは、経費の節減などに努めた結果によるものであり、一概に指摘すべきではないが、一部の事務事業の中には不用額が多い事業もあることから、的確な予算執行状況の把握や詳細な決算見込みによる整理を望むものである。

当町の財政指数は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標ともクリアしているものの、国民健康保険特別会計が赤字決算になるなど、今後は、財政に影響を及ぼす可能性がある。

一般会計の実質収支額は黒字であるが、国民健康保険特別会計の実質収支額は赤字になるなど、今後も国や道の財政支援に不確定要素が含まれており、町の財政運営は一層厳しさを増すものと思われることから、健全な財政運営のため、安定した町税の確保や遊休町有地の処分等による自主財源の確保及び厳正かつ慎重な事務事業の執行を望むものである。

また、事業実績等の質疑については明瞭な回答を望むものである。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

審査の結果　平成26年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は、2億3千313万1千円と黒字であり、本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3千920万1千円の黒字となり、これに財政調整基金積立金1億100万円を加え、基金取り崩し額1億3千万円を差し引いた実質単年度収支額も1千20万1千円の黒字となっている。

歳入は、町財政の根幹をなす町税の収入済額は26億

減らそうゴミ！

９千229万２千円と前年度より２千873万２千円（1.1％）増加しており、増加の主な要因は、法人町民税の増加によるものである。

また、収入未済額は、町税で１億81万７千円と前年度より２千113万５千円（17.３％）の減少、歳入全体でも１億４千290万６千円と前年度より１千394万８千円（8.9％）減少しているものの、まだまだ多額であることから、財政の安定性を図るため、町税をはじめとする負担の公平性を期するうえからも悪質滞納者には厳しく対処し、一層の収納対策に努力すべきである。

国庫支出金は、前年度と比較して２億２千３万４千円（21.７％）増加しているが、これは民生費国庫補助金のうち臨時福祉給付金給付事業補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金の増加によるものである。

その他の歳入は、財産収入が減少したことにより自主財源が減少し、依存財源比率が63.７％で前年度より1.8ポイント増加している。

次に、歳出は、予算現額121億５千180万６千円に対し、支出済額は116億８千141万円であるが、繰越明許費繰越額２億892万７千円があるため、不用額は２億６千146万９千円となっている。

繰越明許費繰越額を含めた執行率は97.８％とほぼ予算どおり執行されているが、不用額の２億６千146万９千円の中には前年度繰越事業の執行残が含まれており、一部には執行率が低い事業もあることから、整理予算の段階で十分に精査することを望むものである。

支出済額は、民生費の臨時福祉給付金給付事業や、教育費の学校給食センター建替事業などにより前年度と比較して21億653万８千円（22.０％）の増加となっている。

以上、本会計については、実質収支額、単年度収支額ともに黒字であり、概ね予算に沿って事務事業が執行されたと認められることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、積極的な特定財源の確保、収納対策の強化による未収額の圧縮を図り、施策の実施にあたっては、優先度をはじめ必要性、妥当性等の精査や財源の計画的な配分を図るとともに、事務事業の見直しによる効率化などをより一層望むものである。

平成26年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は、３千637万４千円の赤字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も６千721万８千円の赤字となっている。

歳入は、前年度と比較して１億６千786万６千円（4.4％）の減少となっており、主に国民健康保険税、療養給付費等交付金、共同事業交付金などが減少している。

歳入のうち、国民健康保険税は、前年度と比較して一世帯あたりの税額が5,992円減少、被保険者一人あたりの税額が1,610円減少したことから、現年課税分の調定額は３９,２３０千円（5.5％）減少している。

また、滞納繰越分の調定額も前年度と比較して４千683万円（23.８％）減少していることから、国民健康保険税全体の調定額は前年度と比較して８千606万円（9.4％）減少している。

収入額も前年度と比較して４千903万円（6.6％）減少しているが、滞納者への納税相談や差押えなどの収納強化により、収納率は83.６％で前年度と比較して2.5ポイント上昇している。

また、不納欠損額は１千544万円で前年度と比較して438万７千円（22.１％）の減少、収入未済額は１億２千63万２千円で前年度と比較して３千264万２千円（21.３％）の減少であり、収納強化の効果はあるものの、まだまだ多額な状況である。

歳出は、介護納付金、共同事業拠出金、諸支出金が増加しているが、前年度と比較して１億64万９千円（2.7％）減少している。

減少の主なものは保険給付費で25億３千615万２千円となっており、前年度と比較して1億３千308万３千円（5.0％）の減少となっている。

療養諸費１人当り費用額は38万５千円となっており、前年度と比較して５千円（1.3％）減少しているが、今後、一時的な流行病などにより医療費が嵩むことになった場合には保険給付費も増加することから、赤字額が増加し、本会計の財政運営は、より一層深刻な状況が予想される。

以上、本会計は、実質収支額及び単年度収支額が赤字であるが、歳出については適正に執行されていると判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、実質収支額の３千637万４千円の赤字は、平成27年度予算から繰上充用している。

徴収率が上昇しているにもかかわらず赤字になったことは、加入世帯数及び被保険者数が減少していることに加え、１世帯あたりの調定額が減少しているためであり、今後の財政運営は非常に厳しさを増すことが予想されることから、詳細な分析と対策及び国への財政支援の要望活動を望むものである。

国民健康保険は、加入者が納付する国民健康保険税を財源として運営されるのが基本であることを踏まえ、本会計の健全な運営及び加入者負担の公平性を期するうえから厳しい収納対策が必要である。

平成26年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は764万１千円の黒字であるが、その額は出納閉鎖期間の４月１日から５月31日までに納付された保険料で、平成27年度において北海道後期高齢者医療広域連合に納付されることとなっている。

保険料については、不納欠損額は91万円と前年度と比較して49万３千円増加しており、収入未済額は423万１千円と前年度と比較して21万９千円増加していることから収納対策の強化を望むものである。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成26年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は３千334万１千円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も288万８千円の黒字となっている。

介護保険料の不納欠損額が199万３千円と前年と比較して13万１千円減少しているが、収入未済額が１千329万５千円となっており、前年度と比較して73万７千円増加していることから収納対策の強化を望むものである。

歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金などが増加したことにより、前年度と比較して１億４千100万２千円（6.3％）の増加となっている。

歳出は、保険給付費などが増加したことにより、前年度と比較して１億３千811万４千円（6.2％）の増加となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の１千510万３千円となっている。

歳入は、介護予防サービス計画費収入であり、歳出は、全額が保険事業勘定に繰出しされている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成26年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は668万９千円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も416万７千円の黒字となっている。

受益者分担金及び下水道使用料の収入未済額は１千746万円で、前年度と比較し

て166万1千円（10.5％）増加している。下水道事業は主に受益者分担金、下水道使用料並びに一般会計からの繰入金を財源として運営されていることから、より一層収納対策に努めるべきである。

歳入は、分担金及び負担金、道支出金などが減少しているものの、国庫支出金、繰入金、町債などが増加したことにより、前年度と比較して4千488万2千円（4.3％）の増加となっている。

歳出は、公共下水道事業費、公債費が増加したことにより、前年度と比較して4千71万5千円（3.9％）の増加となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成26年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は162万4千円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は9千518万5千円の赤字となっている。

歳入は、財産収入の減少により前年度と比較して23万9千円（0.2％）の減少であり、歳出は、土地造成事業費の増加により前年度と比較して9千494万5千円（39.680.2％）の増加となっており、主なものは一般会計繰出金である。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成26年度七飯町水道事業会計決算認定について

地方公営企業会計制度については大幅な改正が行われ、平成26年度の予算及び決算から新しい会計基準を適用している。

営業収益3億9千156万9千円と営業外収益6千483万8千円の合計額4億5千640万7千円から、営業費用3億8千42万7千円と営業外費用5千709万円を合計した4億3千751万7千円を差し引いた経常利益は1千889万円である。

経常利益から、水道料金の不納欠損処分と特別損失2千144万7千円を差し引いた当年度純損失は255万7千円であるが、これは会計基準の見直しにより、平成26年度期首に、制度改正に伴う過年度に起因する費用を振替処理したことによるものであり、平成26年度のみの処理となっている。

当年度純損失を前年度繰越利益剰余金4千997万9千円から差し引いた当年度未処分利益剰余金は4千742万2千円となり、同額が繰越利益剰余金となる。

平成27年3月31日現在の水道料金の未収金は、平成26年度分で4千663万円、平成25年度以前の滞納繰越分で1千459万5千円、合わせて6千122万5千円であり、前年度に比べて509万8千円減少している。また、平成26年度分の未収金4千663万円には、平成27年4月に徴収する3月分の水道料金3千113万9千円（前年同期99万4千円増）が含まれている。

本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受けている住民の公平性を堅持するためにも未収金の圧縮に努めるべきである。そのためには、未納額が膨らまないうちに早めの徴収を行うことと悪質な滞納者に対しては、給水停止処分など厳しく対処することが重要である。

平成26年度の建設改良費は、本町管理棟着水流量等制御設備更新工事、本町地区配水管新設工事、上水道配水流量計更新工事及び大中山地区など4地区の老朽管布設替工事などの工事費のほか、取替用量水器購入費等で2億5千62万円が支出されている。

また、企業債償還金は1億289万8千円で前年度に比べ968万5千円（8.6％）の減少となっている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、また、水道事業の施設整備及び適切な維持管理を行い、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、簡易水道事業の統合、老朽管や施設設備の更新計画、人口減少に伴う収入減等を見据えた財政計画の策定を望むものである。

平成26年度南渡島青少年指導センター組合一般会計決算認定について

この決算審査は、平成27年3月31日をもって一部事務組合の南渡島青少年指導センター組合が解散したため、地方自治法第292条及び地方自治法施行令第5条第3項の規定を準用し付託されたものである。

本会計の実質収支額は50万円の黒字であり、この余剰金を事務の承継に基づいて精算し、七飯町及び北斗市へ移管している。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入及び歳出が執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

監査報告

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成27年5月分を6月25日、26日、29日

平成27年6月分を7月29日、30日、31日

平成27年7月分を8月27日、28日、31日

検査結果
特に指摘すべき事項なし。

監査委員
永田英利
横田有一

平成26年度各会計決算一覧表

会計名 ＼ 決算額		歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	繰越明許費繰越額	実質収支額
一般会計		11,920,015,574	11,681,409,576	238,605,998	5,475,000	233,130,998
特別会計	国民健康保険	3,656,044,014	3,692,417,679	△ 36,373,665		△ 36,373,665
	後期高齢者医療	387,943,395	380,302,195	7,641,200		7,641,200
	介護保険	2,399,387,934	2,366,047,393	33,340,541		33,340,541
	下水道事業	1,091,038,285	1,084,348,842	6,689,443		6,689,443
	土地造成事業	96,808,114	95,184,576	1,623,538		1,623,538
水道事業	収益的収支	485,947,133	469,842,993	16,104,140		16,104,140
	資本的収支	169,809,964	353,517,366	△ 183,707,402		△ 183,707,402
南渡島青少年指導センター組合		6,290,295	5,789,939	500,356		500,359

平成27年　定例会及び臨時会出席状況一覧表

＼ 開会日		横田有一	川村主税	小松義光	上野武彦	平松俊一	畑中静一	中島勝也	佐野史人	木下敏	青山金助	長谷川生人	川上弘一	池田誠悦	坂本繁	中川友規	田村敏郎	神崎和枝	坂田邦彦
第2回臨時会	7月23日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3回定例会	9月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月9日	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月10日	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※判定　○＝出席、×＝欠席、△＝遅参・早退・中座、公＝公務、忌＝忌引

増やそう資源！